

2025年12月16日

各 位

株式会社 オーケーウェブ
代表取締役社長 杉浦 元
(コード番号: 3808 名証ネクスト)
問い合わせ先 経営管理担当執行役員 石川 修
電話番号 03-6823-4306

(開示事項の経過) 訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、2025年6月23日付「訴訟の提起に関するお知らせ」（以下「前回開示」といいます。）で開示いたしましたとおり、AT株式会社を被告として熊本地方裁判所に対して貸金返還請求訴訟（以下「本訴」といいます。）を提起しておりましたが、2025年12月12日、同裁判所より、当社の請求を全て認容する当社勝訴の判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 判決があった裁判所及び年月日

- (1) 判決があった裁判所：熊本地方裁判所
- (2) 判決年月日：2025年12月12日

2. 訴訟の内容及び判決に至るまでの経緯

当社は、マイニング事業への参入を企図し、被告との間で、2019年9月18日付で金銭消費貸借契約書を締結し、同月19日に運転資金として金6000万円の融資を実施しました。

その後、被告より当初の返済期日を過ぎても支払いがなされなかつたため、内容証明郵便を送付するなどして支払いの催促を都度行いましたが、それ以降も、被告からの支払いはなされませんでした。

そのため、当社は、2024年11月20日に、被告を債務者として、支払督促の申立てを行ったところ、被告から2025年5月22日付で督促異議申立てがありました。

これにより、本件は、民事訴訟法395条の規定により支払督促の申立て日に遡って熊本地方裁判所に訴えの提起があつたものとみなされることになったことから、その支払いを被告に求めるものとして本訴を進めることとなりました。

裁判所は、被告から異議申立て書の提出がなされたことを踏まえ、被告に対して指定した期限までに追加の主張立証を行うよう指示しましたが、被告がこれに対応しなかつたことから、弁論が終結し、2025年12月12日、判決が言い渡されました。

3. 判決の内容

判決の内容は以下のとおりです。

- (1) 被告は原告に対し、金6180万円及びこれに対する令和2年9月19日から支払済まで年14.6%の割合による金員を支払え

- (2) 訴訟費用は被告の負担とする
- (3) この判決は仮に執行することができる

裁判所は、被告であるAT株式会社の主張を退け、当社による支払督促の内容をすべて認容する判決を行いました。当社としましては、AT株式会社の資産状況の把握を進め、債権回収に向けた努力を続けてまいります。

4. 今後の見通し

この度の判決は回収に向けて一歩前進と言えますが、今後も財産調査等の困難を伴う対応が必要で、引き続きできる限りの努力を続けてまいる所存です。なお、前回開示にて既にお知らせしておりますとおり、本訴に係る請求債権につきましては、過年度において、貸倒引当金として計上しております。

また、本訴に伴う2026年6月期連結業績に与える影響は現在精査中であり、今後公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上